

緊急随意契約理由書

本工事は、一般国道423号の池田市伏尾町地内において発生した道路法面崩落による土塊等の除去及び道路法面の不安定土塊等の撤去を行うものである。

現地は、7月12日に最初の法面崩落が発生、現地調査の結果、吹付モルタルの劣化による亀裂から樹根の繁殖や雨水の浸透により、浮きや剥がれが生じたことが原因と判明した。対策工を実施するため、測量及び設計業務の発注に向けて調整していたところ、8月5日に2回目の法面崩落が発生した。崩落した土塊等を撤去して、現道上の安全対策を図りつつ経過を観察していたところ、8月13～15日の長雨の影響もあり、8月19日に3回目の法面崩落が発生した。現在も崩落した法面には浮いた吹付モルタルや不安定な土塊等が残り、断続的に崩落が発生しているため、非常に危険な状態にある。

本路線は、新名神高速道路へのアクセス道路であり、大阪府と京都府を結ぶ重要な路線で広域緊急交通路であるとともに、地域住民の重要な生活道路である。

このため、直ちに発注の必要のある「特に急迫を要する緊急工事」として、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号に基づき緊急随意契約を行うものである。